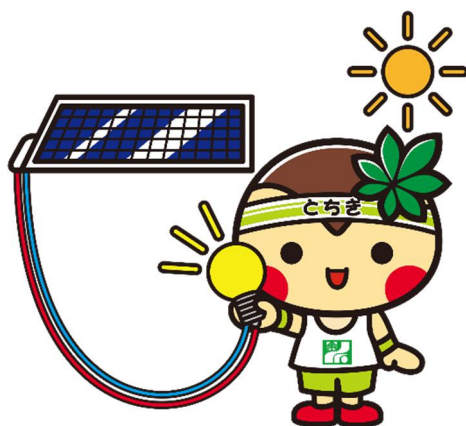


栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針



平成30（2018）年2月 策定

令和7（2025）年3月 最終改正

栃 木 県

目 次

第1章 総則

1 指導指針策定の趣旨・位置付け	1
2 適用対象の範囲	2
3 適用期間	2
4 太陽光発電施設を適切に導入・管理するためのフロー	2

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案	3
1 事前相談（用地の選定・関係手続等）	3
2 「立地を避けるべきエリア」の設定等	4
3 市町への相談等（「事業概要書」の提出等）	9
4 地域との関係構築	9
第2節 設計・施工	12
1 土地開発及び発電設備の設計、施工	12
2 周辺環境への配慮	12
第3節 運用・管理	14
1 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築	14
2 通常運転時に求められる取組	14
3 非常時に求められる対処	14
4 周辺環境への配慮	15
5 設備の更新	15
第4節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）	16
1 計画的な撤去及び処分費用の確保	16
2 事業終了後の撤去・処分の実施	16
第5節 県と市町の連携と役割分担	17
1 県と市町の連携した取組	17
2 県と市町の役割	17

【参考資料】

1	太陽光発電施設を適切に導入・管理するためのフロー	18
2	(様式1) 事業概要書	19
3	(様式2) 事業開始・中止・廃止申出書	20
4	【市町】太陽光発電施設設置等に係る担当窓口一覧	22
5	【栃木県】太陽光発電施設設置等に係る担当窓口一覧	23
6	【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧	24

出力50kW 未満の太陽光発電施設においても、指導指針を参考に 事業を実施することが望まれます。

また、機器メーカー、コンサルタント、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者等の太陽光発電事業に関連する業務 に従事する事業者についても、指導指針を参考に事業を行うことが望まれます。

(附則)

平成 30 (2018) 年 5 月 一部改正 (平成 30 (2018) 年 4 月に国ガイドラインが一部改訂となったため、これに合わせて国ガイドラインの該当ページ等を修正するとともに、年表記については、元号と西暦を併記しました。)

平成 31 (2019) 年 5 月 一部改正 (平成 31 (2019) 年 4 月に国ガイドラインが一部改訂となったため、これに合わせて国ガイドラインの該当ページ等を修正しました。)

令和 2 (2020) 年 5 月 一部改正 (令和 2 (2020) 年 4 月に国ガイドラインが一部改訂となったため、これに合わせて国ガイドラインの該当ページ等を修正しました。)

令和 3 (2021) 年 5 月 一部改正 (令和 3 (2021) 年 4 月に国ガイドラインが一部改訂されたため、これに合わせて一部改正しました。)

令和 4 (2022) 年 5 月 一部改正 (令和 4 (2022) 年 4 月に国ガイドラインが一部改訂されたため、これに合わせて一部改正しました。)

令和 7 (2025) 年 3 月 一部改正 (令和 6 (2024) 年 4 月に再エネ特措法が一部改正されたことや非 FIT 事業の増加等の太陽光発電施設を取り巻く状況の変化を踏まえ、説明会の原則化や、国ガイドラインを補完するつくりの見直しを行いました。)

第1章 総則

1 指導指針策定の趣旨・位置付け

エネルギー源として持続的な利用が可能であり、地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に大きく寄与する再生可能エネルギーの導入については、平成 24（2012）年 7 月の固定価格買取制度の開始以降、全国的に太陽光発電を中心に進んでいます。

その一方で、太陽光発電施設については、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・景観上の懸念等をめぐり地域住民と太陽光発電事業者との関係が悪化する等、全国でトラブルが顕在化しており、本県においても問題となるケースが生じています。

こうした状況を受けて、国では、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」という。）[※]を施行しました。

また、再エネ特措法に基づき、事業者による適切な事業実施の確保を図るため、事業者が遵守すべき事項等を定めた「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（以下「国ガイドライン」という。）を平成 29（2017）年 3 月に制定しました。

本県では、こうした現状や市町の意見等を踏まえ、県と市町の連携のもと、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的とし、国ガイドラインを補完するものとして、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」（以下「指導指針」という。）を平成 30（2018）2 月に策定し、県と市町の連携のもと、適切な立地等が進むよう運用しています。これまで、法令の改正等を踏まえ見直しを行ってきましたが、PPA 事業の広がり等の最近の太陽光発電施設を取り巻く状況を踏まえ、令和 7（2025）年 3 月に改正を行いました。

なお、市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めている場合は、市町の条例等が優先されます。市町に条例がある場合でも、市町の条例等に規定のない事項については、本指導指針により実施してください。

※ 令和 4（2022）年 4 月 1 日に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律」に改称。

2 適用対象の範囲

適用対象の範囲は、栃木県内において出力50kW以上の太陽光発電施設※¹を設置・運営する事業者となります。

ただし、同一の事業者（実質的に同一の場合も含む。）が、50kW未満の複数の太陽光発電施設を一体的に設置※²し、それらを合算した出力が50kW以上となる場合も対象となります。

出力については、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値とします。

太陽光発電施設は、太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）とし、付属設備の単体での設置は該当しません。

なお、出力50kW未満の太陽光発電施設においても、指導指針を参考に事業を実施することが望まれます。

【留意事項】

- ① 指導指針では、対象を50kW以上と定めていますが、市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めている場合は、市町の条例等が優先されますので、市町に確認してください。
- ② 再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を申請する（認定を受けた）事業者であっても指導指針の対象となります。
- ③ 事業の実施に当たって、その業務の全部又は一部を委託（再委託を含む）する場合には、「再生可能エネルギー発電事業に係る業務の委託について（運用指針）」（2024年4月1日 資源エネルギー庁 新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室）を参考とし、委託先に対する必要かつ適切な監督を行ってください。

3 適用期間

適用期間は、太陽光発電施設設置の企画立案から当該施設の撤去及び処分が完了するまでの期間となります。

4 太陽光発電施設を適切に導入・管理するためのフロー

指導指針において、事業者が、太陽光発電施設を適切に導入・管理するために実施すべき手続き等を整理したフローは参考資料（p18）のとおりです。

なお、導入に係る手続き等フローは、現行の土地利用関係法令や市町の条例等との関係を含め、一般的な流れの概要を示したものですので、具体的な手続き等については、設置を計画している市町に確認の上、進めてください。

※1 建築物へ設置するもの、又は、門扉などにより区画された電力需要家の事業所敷地内に設置するものを除く。

※2 資源エネルギー庁 発電施設の分割対策に関するQ&Aを参照。

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

1 事前相談(用地の選定・関係手続き等)

太陽光発電施設の設置については、用地の選定、土地及び周辺環境の調査の際に、企画立案段階から関係法令や条例を確認し、規制や手続き等を把握した上で、事業実施の可否を判断する必要があります。

特に、用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、環境保全、景観保全等も含めた幅広い観点から検討する必要があります。

本県においては、関係法令や条例による規制の趣旨等から、気候変動対策推進計画に定める再生可能エネルギーの適正立地を進めるための県基準の設定と同様に、指導指針において、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定していますので、この点にも留意してください。

また、円滑に事業を実施していくためには、市町や地域住民の理解が得られるよう、地域の実情に沿った事業計画を作成することが最も重要です。

事業者は、こうした点を踏まえて、最初に、発電の出力や用地等の事業計画を構想し、市町の担当窓口（P22 参照）に事前の相談を行ってください。

次に、該当する土地利用関係法令や条例を所管する市町や県の行政窓口（P24 参照）への事前の相談により、土地利用の規制等を確認してください。

そうすることで、当該地域における土地利用計画の方針、土地利用関係法令や条例による規制、土地開発に関する指導要綱による手続き等を確認し、想定される事業リスク、法的リスクについて早期に把握することが可能となります。

その上で、必要な調整等を十分に行い、事業計画を作成してください。

なお、再エネ特措法に基づく認定は、関係法令や条例等の許認可等とは、異なる観点から行われるものであり、他法令における許認可等を担保するものではありません。法令によっては、許可等が得られないものや手続きに数年を要し、スケジュールに影響を与える場合もあることから慎重な確認が必要です。

2 「立地を避けるべきエリア」の設定等

本県では、本指導指針において「立地を避けるべきエリア」と「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定しました。

太陽光発電施設の用地の選定に当たっては、これらを十分に考慮するとともに、エリア設定の有無にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、事業計画を作成してください。

なお、エリア設定は、指導指針において独自に実施するものであり、関係法令や条例で規定されているものではありません。市町の太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等で指導指針とは別に示されているエリアがある場合は、市町の条例等が優先されますので、市町への事前の相談等で確認を行い、手続きを進める必要があります。

(1) 立地を避けるべきエリア

「立地を避けるべきエリア」は、関係法令や条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている地域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可等を要する地域であり、その趣旨等から、太陽光発電施設の立地が望ましくないエリアですので、原則として、このエリア内への立地は避けるようにしてください。

仮に、立地する場合には、防災対策に万全を期した上で関係法令等に基づき周辺環境との調和を十分に図ることが必要ですので、計画段階において、立地する市町、影響を受ける周辺地域住民への説明を行い、企画に対する要望、問題点等の把握に努めてください。

これらを踏まえ、市町、地域住民との協議の難航による事業遅延の可能性や企業イメージへの影響、景観への配慮によるパネル面積の減少、安全対策工事等による事業費の増加等、採算性の悪化に繋がるリスク等も十分に考慮した上で、事業実施の適否を判断していただくことになります。

(2) 立地に慎重な検討を要するエリア

「立地に慎重な検討を要するエリア」は、「立地を避けるべきエリア」以外で、関係法令や条例の規定により、防災、環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされている地域であり、その趣旨等から、太陽光発電施設の立地については、慎重な検討が必要なエリアです。

このエリアでは、様々な事業リスクが生じる可能性があることも十分に考慮し、事業計画については、関係法令や条例の趣旨に沿って、立地場所、施工方法や設備等について慎重な検討を行ってください。

(3) 上記エリア以外

(1)、(2)のエリア以外であっても、用地の選定にあたっては、別表「太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧」を参考に、個別の法令毎に検討や調整を行う必要があります。また、様々な事業リスクが生じる可能性も考慮する必要があります。

「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討を要するエリア」

関係法令等	エ リ ア (区域の名称等)	理由	エリア設定
自然公園法	国立公園 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
栃木県立自然公園条例	県立自然公園 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	同上	立地を避けるべきエリア
自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 特別地区 普通地区	原生の状態を維持している自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。 原生自然環境保全地域以外の区域のうち、自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア 立地を避けるべきエリア
自然環境の保全及び緑化に関する条例	自然環境保全地域 特別地区 普通地区 緑地環境保全地域	自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。 緑地環境を保全することが特に必要な区域等における緑地環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア 立地を避けるべきエリア

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の管理地区	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区	優れた自然景観を保全するうえで重要となる街道景観の形成が求められる区域であり、建築物の新設等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
森林法	地域森林計画対象民有林		
	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため。	立地を避けるべきエリア
	保安施設地区		
	上記以外	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため。	立地に慎重な検討を要するエリア
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用及び開発行為が厳しく制限されている区域であるため。 ※1	立地を避けるべきエリア
	甲種農地		
	第1種農地		
	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域であるため。	立地に慎重な検討を要するエリア
	第3種農地		
河川法	河川区域	洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止するために必要な区域であるため。	立地を避けるべきエリア
	河川予定地		
	河川保全区域	河川管理施設を保全するため、必要な区域であるため。	立地に慎重な検討を要するエリア

砂防法（栃木県砂防指定地の管理等に関する条例）	砂防指定地	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利害に密接な関連を有する区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒区域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特定の開発行為に関する許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
	土砂災害警戒区域		
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されているため。	立地を避けるべきエリア
景観法	景観形成重点地区（市町景観計画）	市町景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けているため。	立地を避けるべきエリア

都市緑地法	特別緑地保全地区	無秩序な市街化の防止に資する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に資する緑地を現状保全するため、指定区域内における立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため。	立地を避けるべきエリア
	緑地保全地域		
文化財保護法	重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため。	立地を避けるべきエリア
	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えることなく保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要がある、事業計画段階からの調整を要するため。	立地に慎重な検討を要するエリア
栃木県文化財保護条例	有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地等	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため。	立地を避けるべきエリア

※1 農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る）を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電施設については、農地の一時転用許可が必要となるため、設置予定市町の農業委員会にご相談ください。

3 市町への相談(「事業概要書」の提出等)

事業者は、構想した太陽光発電施設の計画に基づく市町等との事前相談の結果を踏まえ、必要に応じて指導事項の調整等を行い、これに基づき「事業概要書」を作成します。

計画している太陽光発電施設の設置に係る区域が2以上の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町に事前に相談してください。

○ 事業概要書の提出方法等

- ① 太陽光発電施設の事業計画のできるだけ早い段階で、施設の設置を計画している市町の担当窓口へ、計画している事業内容を記載した「事業概要書」(様式1)を提出してください。
- ② 「事業概要書」には、太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、平面図等の関係図面を添付してください。
- ③ 提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「事業概要書」を修正の上、再度提出してください。
- ④ 発電事業を開始しようとするときは、事業開始前に「事業開始(中止、廃止)届」(様式2)を市町に提出してください。
- ⑤ 発電事業を中止又は廃止しようとするときも④と同様、「事業開始(中止、廃止)届」を提出してください。

【留意事項】

- 市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めている場合は、市町の条例等で指定された様式で提出してください。
- FIT/FIP 制度を活用する事業者は、事業概要書や事業開始(中止、廃止)届と同等の内容が記載された国への申請書の写しの提出をもって代えることができます。
- 提出された事業概要書等については、県に写しが送付されます。

4 地域との関係構築

太陽光発電施設の設置については、工事により、土砂流出等の周辺地域への影響が生じている事例や、知らない間に突然工事が始まったことに対する地域住民からの苦情及び懸念や不安の声もあり、事業者が地域住民とコミュニケーションを持ちながら、防災面をはじめ景觀面、環境面等について合意形成を図り、理解を得た上で事業を行うことが大切です。

このため、計画の構想段階から土地所有者との交渉と併せて、周辺地域住民に対して十分な説明を行う必要があります。

周辺地域住民への説明については、非常に小規模な施設のように、隣接する土地所有者の理解を得れば十分な場合もあれば、メガソーラーのように、近隣の複数地区の住民にまで説明しなければならない場合等、ケースバイケースの対応が必要であるため、説明すべき周辺地域住民の範囲や内容、手順等について市町に相談し検討することが有益であり、こうして周辺地域住民への説明や要望の事業計画への反映を事業者が率先して行うことで、市町や住民から信頼が得られ、円滑な事業実施が可能となります。

(1) 説明内容

事業者は、主に以下の内容等について、わかりやすい資料で丁寧に周辺地域住民へ説明し、理解を得た上で事業を進めるようにしてください。

理解を得る上では、計画に対する要望や問題点等を把握し、必要に応じて、要望を事業計画へ反映するとともに、問題点等の解消に取り組むことが大切です。

- ① 防災、環境保全、景観保全等の対策
- ② 施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画
- ③ 関係法令等の手続きの状況

※ 工事の着手後に、当該事業に係る事業計画を変更する場合は、改めて市町及び周辺地域住民への説明を行い、理解を得るようにしてください。

(2) 説明方法

原則、説明会を開催し、周辺地域住民に対し、事業内容を説明してください。

ただし、周辺地域住民から他の方法（個別訪問、回覧板等）を求められた場合は、この限りではありません。

なお、説明及び周知の範囲については、市町に相談し検討してください。

(3) 要望等への対応

- ① 周辺地域住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応し、周辺地域住民の理解を得るようにしてください。
- ② 周辺地域住民から、合意等を示す文書作成の要請があった場合は、必要に応じて、合意書、協定書等を作成し、締結してください。

(4) 市町への報告

説明会の実施状況については、事業概要書の該当欄に必要事項を記入の上、市町へ報告してください。

(5) その他

太陽光発電事業においては、設置した事業者とは別の事業者が、事業の権利を取得し運営するケースもあることから、事業者は、自治体（県・市町）や周辺地域住民との協議により合意した内容について書面に残した上で、権利を移転する場合はしっかりと引き継ぐことが必要です。

～ コ ラ ム ～

説明会等を実施すべき太陽光発電施設等や説明すべき住民の範囲については、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月策定）において、規定されていますので参考としてください。

○説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 （※2）	屋根設置 ※住宅用太陽光 を除く	低圧 （50kW未満） ※住宅用太陽光／ 屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域等に影響を 及ぼす可能性が高い エリア（※1）外	説明会／ 事前周知措置を 要件としない	説明会／ 事前周知措置を 要件としない （努力義務として 求める）	事前周知措置の 実施が必要 （※3）	説明会の開催が 必要
周辺地域等に影響を 及ぼす可能性が高い エリア（※1）内				

（※1）①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアをいいます。

（※2）出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。

（※3）低圧電源であって、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となるときは、説明会を開催する必要があります。

○説明会等を実施すべき周辺地域の住民の範囲

太陽光発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が以下の範囲に居住する者

- ① 出力 50kW 未満：100m 以内
- ② 出力 50kW 以上：300m 以内
- ③ 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業：1km

※ その他、隣接する土地又はその建物の所有者や市町村に対する相談等が必要となります。

第2節 設計・施工

1 土地開発及び発電施設の設計、施工

- ▶ 事業計画に基づく市町等への確認・相談等の結果を踏まえ、必要に応じて指導事項の調整等を経て設計を行い、土地利用関係法令等の所管部署へ許可申請や届出等の手続きを実施してください。
- ▶ 関係法令及び条例の規定に従うとともに、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全等のための適切な設計・施工を行ってください。
- ▶ 発電施設については、防災、環境保全及び景観保全に留意するとともに、保守点検及び維持管理の際に必要な作業、消防活動に配慮した設計としてください。

☞ 栃木県内の設計用基準風速（ V_0 (m/s)）は、一律で30m/sであるので、設計用速度圧算定の参考にしてください。

2 周辺環境への配慮

- ▶ 設置工事に際して、資材や廃棄物等の保管に当たっては、周辺に影響がないように、関係法令や条例、自治体の指導等に従い、速やかに使用・処理してください。設置工事を委託する場合も同様です。
- ▶ 発電設備の稼働音、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波、太陽電池モジュールからの反射光について適切な措置を講じてください。
- ▶ 太陽光発電事業者は、工事開始後、速やかに発電設備の外部から見えやすい場所に標識を掲示してください。
- ▶ 設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、認定事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載してください。
- ▶ 標識に掲示した事項に変更があった場合は、速やかに標識の内容を修正してください。
- ▶ 第三者が容易に発電設備に近づくことができないよう立入禁止の表示、立入防止柵等を設置し、出入口に施錠等を行ってください。

☞ 【標識掲示例】

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	栃木発電所
	設備ID	D××××××15
	所在地	栃木県〇〇市△△
	発電出力	〇〇〇.〇 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	とちぎ発電株式会社
		代表取締役 栃木 太郎
	住所	栃木県〇〇市△△番地□□
	連絡先	××-××××-××××
保守点検責任者	氏名	〇〇マネジメント(株)
		代表取締役 環境 次郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年△△月□□日

- ・サイズ：縦 25cm 以上×横 35cm 以上としてください。
- ・素材：劣化・風化しない材料を使用してください。
- ・掲示期間：発電設備等の撤去完了まで

第3節 運用・管理

1 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

- ▶ 関係法令及び条例の規定に従い、保守点検、維持管理計画の策定及び体制の構築を行ってください。なお、電気主任技術者や保守点検及び維持管理を行う事業者、施工事業者等の太陽光発電設備及び周辺電気設備に十分な知見がある者を含めた体制としてください。
- ▶ 発電設備に関する事故が発生した時の対応方針を定め、発生時に連携できる体制を構築してください。
- ▶ 保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等を参考にしてください。

2 通常運転時に求められる取組

(1) 安全の確保に関する取組

- ▶ 保守点検及び維持管理計画に則って、発電設備が電気設備技術基準に適合し続けるように適切に保守点検及び維持管理を行ってください。
- ▶ 民間団体が作成したガイドライン等を参考にし、保守点検及び維持管理を実施してください。
- ▶ 実施した保守点検及び維持管理の内容は、記録し、保管してください。

(2) 発電性能の維持に関する取組

- ▶ 地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施してください。

3 非常時に求められる対処

- ▶ 風水害等の災害発生により、敷地内の土砂崩れによる土砂流出など、第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、速やかに現地を確認し、施設外への影響が及ばないように適切な対応を行ってください。
- ▶ 発電設備の異常又は破損、火災の発生等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じてください。
- ▶ 風水害等の災害発生によって被害を受けた設備の点検・撤去を行う場合、民間団体が作成したガイドライン等を参照してください。

☞ 非常時に適切に対処するためには、予め非常時に想定される事態を踏まえ、

- ①非常時の対応マニュアルの整備
- ②人員及び復旧資材の確保
- ③緊急連絡の伝達システムの整理
- ④点検方法及び箇所の選定等

を実施しておく必要があります。

4 周辺環境への配慮

- ▶ 事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境や地域住民への影響がないように適切な維持管理を行ってください。

☞ 【除草対策での留意点】

- 設置期間中は雑草等が繁茂しないよう定期的に除草を行うなど、適切な管理が必要です。
- 除草剤などの薬剤を散布する際には、散布の日時等について、必要に応じて、市町、周辺地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じてください。
- 散布した除草剤が農業用水路に流れ出たり、農業用水路に飛散（ドリフト）したりすることで、その農業用水を利用し生産された農作物が汚染されることがないように、農業用水路の存在を把握し、十分に注意し散布してください。

- ▶ 発電設備の安全を常に確認できるよう、また、第三者の侵入による盗難等の防止のため監視カメラの設置等の措置を講じてください。

5 設備の更新

- ▶ 適切な設備の管理や更新を行うことにより、発電事業を継続するよう努めてください。

第4節 撤去及び処分(リユース、リサイクル、廃棄)

1 計画的な撤去及び処分費用の確保

- ▶ 発電事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立ててください。
- ▶ 災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加えるように努めてください。

2 事業終了後の撤去・処分の実施

- ▶ 事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行ってください。
- ▶ 発電設備の撤去及び処分を産業廃棄物処理業者に委託する場合、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うこと。
- ▶ なお、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材（コンクリート等）について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、再資源化等を行ってください。
- ▶ 発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照してください。
- ▶ 事業終了後の設備の撤去など自治体（県・市町）や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応してください。

☞【参考】 ～太陽光発電設備等が放置された場合には～

太陽光発電設備等が放置され、撤去、処分の見込みがないなど、廃棄物処理法の保管基準、処理基準等に違反した場合には、指導の対象となり、改善措置を講じない場合には、罰則が適用されることがあります。

第5節 県と市町の連携等

1 安全パトロールの実施等

県と市町は、連携・協力して、太陽光発電施設の適切な導入と管理を図るため、太陽光発電施設に係る連絡会議を設置し、情報の共有や連絡調整、太陽光発電施設に係る安全パトロール（以下「安全パトロール」という。）等を実施します。

(1) 安全パトロールの実施

太陽光発電施設については、地域住民との土地利用等に係るトラブルなど、様々な問題が顕著化していることから、施設の安全性の確認、現地状況の把握等を目的に、県と市町は共同で安全パトロールを実施しています。

なお、施設内への立ち入りなどについて、必要に応じて事業者に協力を求める場合があります。

(2) 国への情報提供

パトロール等により、安全の確保が困難であると判断される施設を把握した場合は、事業計画を認定している経済産業省へ情報提供や指導要請を行います。

2 県と市町の役割

(1) 県の役割

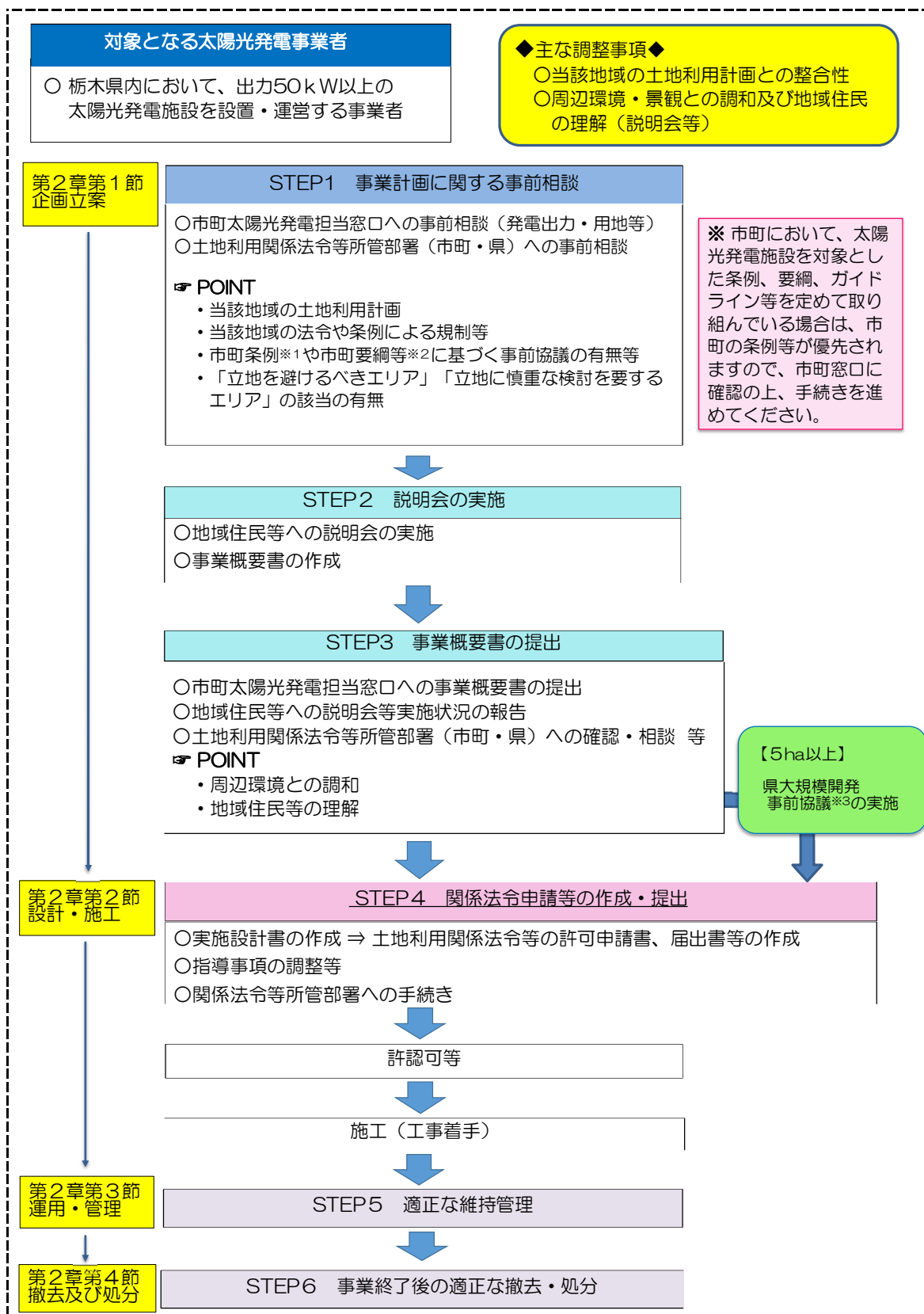
- ア 事業者及び市町等に対する指導指針の周知
- イ 指導指針に基づく事業者への指導・助言
- ウ 関係法令及び条例に基づく手続き等に関する事業者への指導・助言
- エ 連絡会議の設置、運営（市町との情報共有、連絡調整等による支援）
- オ 安全パトロールの市町との共同実施（不適切案件に係る対応等）
- カ 市町に対する指導指針に関する助言等
- キ 市町からの要請に基づく困難事案等への連携対応

(2) 市町の役割

- ア 指導指針に基づく事業者への指導・助言
- イ 関係法令及び条例に基づく手続き等に関する事業者への指導・助言
- ウ 事業者から提出された事業概要書及び事業開始（中止、廃止）届（写）の受付等
- エ 事業者による地域住民への事業説明に関する相談への対応
- オ 安全パトロールの県との共同実施（不適切案件に係る対応等）

本県指導指針に基づく太陽光発電施設の適切な導入に係る手続き等フロー

※ このフローは、本指針における一般的な流れの概要を示したものです。



※1：市町条例・・・市町が定めている太陽光発電施設を対象とした条例

※2：市町要綱・・・市町が定めている一定規模以上の土地開発事業に関する指導要綱等

※3：県大規模開発事前協議・・・県土地利用に関する事前指導要綱に基づき5ha以上の土地について開発事業を行おうとする場合等に実施を要する事前協議

市町長 様

事業者住所
事業者名
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)
電話番号
(担当者名)

事業概要書

【事業概要】

施設設置予定場所（所在地）		
事業予定地の面積（㎡）		
事業予定地の登記地目（複数ある場合 各々の地目と面積（㎡）を記入）		
発電事業者	事業者名	
	代表者名	
	住 所	
	連絡先 (担当者名)	TEL /E-Mail
	緊急連絡先	TEL
総発電出力（kW）		
設備認定 ID		
設置工事着手予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
関係法令の該当有無		別紙のとおり
地域住民への 説明結果	説明方法	☐ 説明会 ☐ その他（ ）
	説明会開催日 (周知開始日)	年 月 日

- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、平面図等の関係図面を添付してください。
- 市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めている場合は、市町の指定様式で提出してください。また、FIT/FIP 制度を活用する事業者は、「事業概要書」の内容が記載された国への申請書の写しの提出でも可能です。
- 施設の設置を計画している市町担当課へ事前相談を行い、事業計画のできるだけ早い段階で提出をお願いします。また、太陽光発電施設が 2 以上の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町に提出願います。
- 上記事業概要書提出後に、記載内容に変更が生じた場合は、「事業概要書」を修正の上、再度提出してください。
- 本書については、市町及び県並びに国の間で共有いたします。

受付印

区分	チェック欄		チェック項目
エリア	該当	非該当	「立地を避けるべきエリア」等への該当
立地を避けるべきエリア	☐	☐	自然公園法（特別保護地区、特別地域、普通地域）
	☐	☐	栃木県立自然公園条例（特別地域、普通地域）
	☐	☐	自然環境保全法（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域）
	☐	☐	自然環境の保全及び緑化に関する条例（自然環境保全地域、緑地環境保全地域）
	☐	☐	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区の特別保護地区）
	☐	☐	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区内の管理地区）
	☐	☐	とちぎふるさと街道景観条例（街道景観形成地区）
	☐	☐	森林法（保安林、保安施設地区）
	☐	☐	農地法、農振法（農用地区域、甲種農地、第1種農地）
	☐	☐	河川法（河川区域、河川予定地）
	☐	☐	砂防法（砂防指定地）
	☐	☐	地すべり等防止法（地すべり防止区域）
	☐	☐	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域）
	☐	☐	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域）
	☐	☐	都市計画法（風致地区）
	☐	☐	景観法（景観形成重点地区）
	☐	☐	都市緑地法（特別緑地保全地区、緑地保全地域）
	☐	☐	文化財保護法（重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等）
	☐	☐	栃木県文化財保護条例（有形文化財、史跡・名勝・天然記念物の指定地等）
慎重な検討を要するエリア	☐	☐	森林法（保安林、保安施設地区以外の区域）
	☐	☐	農地法（第2種農地、第3種農地）
	☐	☐	河川法（河川保全区域）
	☐	☐	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）

	該当	非該当	エリア設定の無い法令等への該当
	☐	☐	土地利用に関する事前指導要綱（5ha以上の開発）
	☐	☐	国土利用計画法（土地取引）
	☐	☐	都市計画法（開発行為）
	☐	☐	建築基準法（架台下空間利用）
	☐	☐	道路法（工作物の設置等）
	☐	☐	栃木県景観条例
	☐	☐	栃木県屋外広告物条例
	☐	☐	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（土砂等の埋立）
	☐	☐	土壌汚染対策法（土地の形質変更）
	☐	☐	宅地造成及び特定盛土等規制規制法（土地の形質変更等）
	☐	☐	採石法（岩石の採取）
	☐	☐	砂利採取法（砂利の採取）
	☐	☐	環境影響評価法、栃木県環境影響評価条例

令和（西暦）年 月 日

事業者名

年 月 日

市町長 様

事業者住所

事業者名

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

(担当者名)

事業開始（中止、廃止）届

年 月 日付けで事業概要書を提出した太陽光発電事業を開始（中止、廃止）したので、次のとおり申し出ます。

【事業概要】

発電事業者名	
発電設備の名称	
施設設置場所（所在地）	
総発電出力	
設備 ID（識別番号）	
事業開始（中止、廃止）日	

- 事業開始又は中止、廃止について、該当する事項に○をつけてください。
- 事業開始とは運転を開始したことを、事業中止とは運転開始前に事業を取りやめることを、事業廃止とは運転開始後に事業を止めることをいいます。

【市町】太陽光発電施設設置等に係る担当窓口一覧

◆本県の「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく事業概要書の提出先は、原則として、以下のとおりです。

【市町担当課】

R7(2025).4.1現在

市町名	部署名	TEL	条例等の有無
宇都宮市	環境部 環境保全課 自然共生グループ	028-632-2405	条例
足利市	生活環境部 環境政策課 環境推進担当	0284-20-2151	条例 ※都市政策課所管
栃木市	総合政策部 カーボンニュートラル推進課 カーボンニュートラル推進係	0282-21-2591	条例 ※都市計画課所管
佐野市	市民生活部 環境政策課 環境係	0283-20-3013	条例
鹿沼市	環境部 環境課 環境保全係	0289-65-1064	条例
日光市	観光経済部環境森林課自然環境係	0288-21-5152	条例
小山市	総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 ゼロカーボン推進係	0285-22-9277	
真岡市	市民生活部 環境課 環境保全係	0285-83-8125	条例
大田原市	市民生活部 生活環境課 環境保全係	0287-23-8775	条例
矢板市	市民生活部 生活環境課 生活業務担当	0287-43-6755	指導要綱
那須塩原市	環境戦略部カーボンニュートラル課	0287-73-5651	条例
さくら市	市民生活部 生活環境課 環境保全係	028-681-1126	条例
那須烏山市	まちづくり課 環境グループ	0287-83-1120	条例 ※総合政策課所管
下野市	市民生活部 環境課 環境政策グループ	0285-32-8898	
上三川町	地域生活課 環境係	0285-56-9131	
益子町	生活環境部 町民くらし課 環境係	0285-72-8101	条例
茂木町	住民課 環境係	0285-63-5628	条例
市貝町	サンバの里推進室 環境保全係	0285-68-1120	規則
芳賀町	環境課 環境政策係	028-677-6041	条例
壬生町	産業生活部 生活環境課 環境保全係	0282-81-1834	
野木町	町民生活部 生活環境課 環境リサイクル係 カーボンニュートラル推進班	0280-57-4149	条例
塩谷町	くらし安全課 環境衛生担当	0287-45-1115	条例
高根沢町	環境課 環境係	028-675-8109	
那須町	環境課 環境保全係	0287-72-6940	条例
那珂川町	生活環境課 環境推進係	0287-92-1110	

【栃木県】太陽光発電施設設置等に係る担当窓口一覧

【県担当課】

R7(2025).4.1現在

本庁・出先機関名	TEL	所管市町
環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当	028-623-3186	
県西環境森林事務所 環境企画課	0288-21-1178	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境企画課	0285-81-9001	宇都宮市、真岡市、 上三川町、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境企画課	0287-23-6363	大田原市、矢板市、 那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境企画課	0283-23-1441	足利市、栃木市、佐野市、 小山市、下野市、 壬生町、野木町
小山環境管理事務所 環境対策課	0285-22-4309	(栃木市、小山市、下野市 壬生町、野木町)
矢板森林管理事務所 管理課	0287-43-0427	(矢板市、さくら市、塩谷町、 高根沢町)

※小山環境管理事務所、矢板森林管理事務所は事案により連携して対応します。

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

R7(2025).4.1 現在

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
1	土地利用に関する事前指導要綱	○5ha以上の土地について、開発事業を行うとする場合 ○土地利用に関する事前指導要綱に基づき協議が整った後ににおいて開発計画の変更を行う場合 ※市町独自の指導要綱等の有無については各市町に確認してください。	事前協議	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 028-623-2267	県内	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班	028-623-2267
2	国土利用計画法	次の規模の土地について、土地取引(※1)を行った場合(契約日から2週間以内(※2)) ・市街化区域 2,000㎡以上 ・市街化調整区域 5,000㎡以上 ・非線引き都市計画区域 5,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上 ※1 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、権利金等の一時金を伴う地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡(これらの取引の予約である場合も含む。) ※2 契約日を含む。	届出	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 028-623-2267	県内	各市町土地対策担当課	
3	都市計画法	○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き都市計画区域内での3,000㎡(日光市・栃木市(旧西方町)及び那須塩原市では1,000㎡)以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合	許可	栃木県県土整備部 都市政策課 開発指導担当 028-623-2466	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・下野市 上記以外の市町	各市開発担当課 栃木県県土整備部 都市政策課 開発指導担当	028-623-2466
4	農業振興地域の整備に関する法律	農振農用地区域内の土地において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築)をしようとする場合	農振除外の申出	栃木県農政部 農政課 農地調整班 028-623-2348	県内	各市町農振制度担当課	
5	農地法	農地を転用(農地以外のものにする)しようとする場合 【太陽光発電設備の設置が原則として認められない農地】 ○農振農用地区域内農地(市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地) ○甲種農地(市街化調整区域内でかつ特定土地改良事業等の施行区域内的の農地のうち、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していない農地等) ○第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、特定土地改良事業等の施行区域内的の農地等)	許可・届出	栃木県農政部 農政課 農地調整班 028-623-2348	県内	各市町農業委員会	
6	森林法	新たに地域森林計画対象民有林の土地の所有者となった場合 地域森林計画対象民有林で0.5hを超えて開発する場合 地域森林計画対象民有林で0.5h以下の立木を伐採する場合	届出 許可 届出	栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 028-623-3288	県内 宇都宮市・栃木市・鹿沼市・日光市・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・壬生町・野木町・那須町・那珂川町 上記以外の市町 県内	各市町森林担当課 各市町森林担当課 栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 各市町森林担当課	028-623-3288

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

7	栃木県水源地域保全条例	水源地域内の森林の土地について、売買、賃貸等の契約を締結しようとする場合	届出	栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 028-623-3288	県内	栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当	028-623-3288
8	建築基準法	電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外 ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合等は建築物に該当するため、右記の手続きが必要 パワーコンディショナ(太陽電池発電設備において発電された直流の電気を交流の電気に変換する設備をいう)を収納する専用コンテナについても適用除外(複数積み重ねる場合を除く)	確認申請	栃木県県土整備部 建築指導課 企画指導担当 028-623-2863	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・大田原市・那須塩原市	各市建築指導担当課	
					矢板市・さくら市・那須烏山市・上三川町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	栃木県県土整備部 建築指導課 審査指導第一担当	028-623-2867
					真岡市・下野市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町	栃木県県土整備部 建築指導課 審査指導第二担当	028-623-2872
9	道路法	県が管理する道路において、以下の行為をしようとする場合 ・道路に関する工事又は道路の維持 ・道路における工作物等の設置又は道路の継続使用	許可	栃木県県土整備部 道路保全課道路管理担当 028-623-2429			
10	河川法	県知事が管理する県内の一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 (河川区域内) ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等(線類の上空構架も含まれますのでご注意ください) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (河川保全区域内) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等	許可	栃木県県土整備部 河川課 水政管理担当 028-623-2442			
11	栃木県砂防指定地の管理等に関する条例	砂防指定地内において以下の行為をしようとする場合 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 ・竹木の伐採 ・土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積 ・竹木、土石等の滑下又は地引による運搬 ・火入れ又はたき火 ・工作物の新築、改築又は除却 ・砂防設備の占用 ・砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取	許可				
					鹿沼市	栃木県 鹿沼土木事務所 保全部	0289-65-3212
					日光市	栃木県 日光土木事務所 保全部 保全管理課	0288-53-1210
12	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可	栃木県県土整備部 砂防水資源課 事業管理担当 028-623-2452	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 真岡土木事務所 保全部	0285-83-8302
					栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町	栃木県 栃木土木事務所 保全部 保全管理課	0282-23-3435
					矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町	栃木県 矢板土木事務所 保全部	0287-44-2186
					那須塩原市・大田原市・那須町	栃木県 大田原土木事務所 保全部 保全管理課	0287-23-6613
					那須烏山市・那珂川町	栃木県 鳥山土木事務所 保全部	0287-83-1322
13	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可		足利市	栃木県 安足土木事務所(足利庁舎) 保全第一部	0284-41-2572
					佐野市	栃木県 安足土木事務所(安藤庁舎) 保全第二部	0283-24-3111
14	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合 ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可				

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

15	景観法	景観法に基づき市町が策定する景観計画に定める届出対象行為(一定規模以上の建築物等の新築、増築等又は開発行為等)をしようとする場合	届出	栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・那須塩原市・さくら市・下野市・市貝町・高根沢町・那須町	各市町景観計画担当課	
16	栃木県景観条例	大規模行為(大規模建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更又は大規模開発行為)をしようとする場合	届出	栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463	(上記以外の市町) 上三川町 益子町・茂木町・芳賀町 壬生町・野木町 塩谷町 那須烏山市・那珂川町 大田原市	栃木県 宇都宮土木事務所 栃木県 真岡土木事務所 栃木県 栃木土木事務所 栃木県 矢板土木事務所 栃木県 烏山土木事務所 大田原市 都市計画課	028-626-3140 0285-83-8302 0282-23-3435 0287-44-2186 0287-83-1321 0287-23-8758
17	栃木県屋外広告物条例	屋外広告物を設置しようとする場合	許可	栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463	県内 宇都宮市・日光市・那須塩原市・那須町は各市町の条例が適用	各市町屋外広告物担当課	
18	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上である事業を行う場合(3,000㎡未満の事業であっても市町条例の許可が必要な場合があるので、事業地の市町担当課に確認してください)	許可	栃木県環境森林部 資源循環推進課 審査指導班 028-623-3154	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・大田原市・野木町	各市町土砂条例担当課	
					真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 県東環境森林事務所	0285-81-9002
					矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	栃木県 県北環境森林事務所	0287-22-2277
					小山市・下野市・壬生町	栃木県 小山環境管理事務所	0285-22-4309
19	土壌汚染対策法	3,000㎡以上(有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地にあっては、900㎡以上)の土地の形質変更をしようとする場合	届出	栃木県環境森林部 環境保全課 水環境担当 028-623-3189	宇都宮市	宇都宮市 環境部環境保全課	028-632-2407
					鹿沼市・日光市	栃木県 県西環境森林事務所	0288-23-1000
					真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 県東環境森林事務所	0285-81-9002
					大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	栃木県 県北環境森林事務所	0287-22-2277
					足利市・佐野市	栃木県 県南環境森林事務所	0283-23-4445
					栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町	栃木県 小山環境管理事務所	0285-22-4309

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

20	宅地造成及び 特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内で以下に該当する行為を行う場合 ＜土地の形質の変更＞ ① 盛土で高さ1m超の崖を生じる ② 切土で高さ2m超の崖を生じる ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生じる（①、②を除く） ④ 盛土で高さが2m超となる（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土する土地の面積が500㎡超となる（①～④を除く） ＜土石の堆積＞ ① 一定期間の土石の堆積で、最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる ② 一定期間の土石の堆積で、最大時に堆積する面積が500㎡超となる	許可	栃木県県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 028-623-2801	宇都宮市	宇都宮市 都市整備部都市計画課	028-632-2883
		上記以外の市町			栃木県県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班	028-623-2801	
			特定盛土等規制区域内で以下に該当する行為を行う場合 ＜土地の形質の変更＞ ① 盛土で高さ2m超の崖を生じる ② 切土で高さ5m超の崖を生じる ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生じる（①、②を除く） ④ 盛土で高さが5m超となる（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土する土地の面積が500㎡超となる（①～④を除く） ＜土石の堆積＞ ① 一定期間の土石の堆積で、最大時に堆積する面積が500㎡超となる				届出
21	都市緑地法	特別緑地保全地区内で建築物その他の工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採、水面の埋立て等の行為を行う場合	許可	栃木県県土整備部 都市整備課 公園緑地担当 028-623-2474	県内	各市町都市緑地担当課	
		緑地保全地域内で建築物その他の工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採、水面の埋立て等の行為を行う場合	届出				
22	採石法	岩石の採取を行おうとする場合（土地の造成、掘削工事等に伴い、副次的に岩石を採取する場合も含む）	認可	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当 028-623-3197	県内	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当	028-623-3197
23	砂利採取法	砂利の採取を行おうとする場合（土地の造成、掘削工事等に伴い、副次的に砂利を採取する場合も含む）	認可		栃木市、那須塩原市以外の県内	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当	028-623-3197
					栃木市	栃木市商工振興課	0282-21-2371
					那須塩原市	那須塩原市商工振興課	0287-62-7130

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

24	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行おうとする場合	届出	生活文化スポーツ部 文化振興課 埋蔵文化財担当 028-623-3425	県内	各市町文化財保護担当課	
		重要文化財、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群の指定地等において現状変更をしようとする場合	許可	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 028-623-3424	県内	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当	028-623-3424
25	栃木県文化財保護条例	有形文化財、史跡・名勝・天然記念物の指定地において現状変更をしようとする場合	許可	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 028-623-3424	県内	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当	028-623-3424
26	環境影響評価法	出力3万kW以上の太陽電池発電所を設置する場合	環境影響 評価手続き	経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 03-3501-1742	県内	経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課	03-3501-1742
27	栃木県環境影響評価条例	一定規模以上の太陽電池発電所を設置する場合(法対象事業を除く)	環境影響 評価手続き	栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室 028-623-3294	県内	栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室	028-623-3294
28	自然公園法	国立公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211	日光国立公園(日光地区)	環境省 日光国立公園管理事務所	0288-54-1076
					日光国立公園(那須・塩原地区)	環境省 日光国立公園那須管理官事務所	0287-76-7512
					尾瀬国立公園(県内)	環境省 片品自然保護官事務所	0278-58-9145
29	栃木県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・大田原市・那須烏山市・益子町・茂木町・市貝町・那須町・那珂川町	各市町自然公園担当課	
30	自然環境保全法	国指定の自然環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207	那須塩原市(大佐飛山自然環境保全地域内)	環境省 日光国立公園那須管理官事務所	0287-76-7512
31	自然環境の保全及び緑化に関する条例	県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207	県内	各市町自然保護担当課	
		貴重な動植物の生息・生育環境を有する5ha以上の土地の形質変更を伴う行為を行う場合	協定締結			栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班(生物多様性保全チーム) 028-623-3207	028-623-3207
32	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可	栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207	特別保護地区のある市町	各市町鳥獣保護担当課	
33	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の管理地区において、工作物の新築等各種行為をしようとする場合	許可	栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207	大田原市(羽田ミヤコタナゴ生息地保護区)	環境省 関東地方環境事務所	048-600-0817
34	とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区内において、建築物の新増改築、木竹の伐採、屋外での物品の集積、鉱物の採掘等の行為を行う場合	届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211	那須塩原市・那須町	那須塩原市 建設部都市計画課	0287-62-7159
						那須町 建設課都市計画係	0287-72-6907

【注意事項】

○事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。

○市町によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので確認してください。